

# F A X 送 信 書

(発信日) 令和2年8月5日  
 (送信先) 原告訴訟代理人 弁護士 小川隆太郎 様  
 FAX 03-3355-0445

(発信者) 〒102-8225  
 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎  
 東京法務局訟務部  
 被告国指定代理人 佐伯剛 様  
 TEL 03-5213-1293 FAX 03-3515-7308

(送信枚数) A4版 3枚 (本票を除く)

事件の表示 当事者 原告 Ambika Budha Singh  
 被告 国ほか1名  
 事件番号 東京地方裁判所平成30年(ワ)第24351号  
 事件名 損害賠償請求事件

(本文) 上記事件について、下記の書面を送付します。  
 記

準備書面(5) 1通(3枚)

※ クリーンコピーを別途郵送いたします。  
 ※ お手数でも受信確認のため、本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を裁判所及び発信者宛て送信願います。

## 受 領 書

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中 (FAX03-3580-5712)  
 東京法務局訟務部  
 被告国指定代理人 佐伯剛 宛 (FAX03-3515-7308)

上記のと通りの書面を受領しました。

(受信年月日) 令和2年 月 日

(受信者氏名・印)



副本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh

被告 国ほか1名

準備書面 (5)

令和2年8月5日

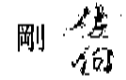
東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告国指定代理人

山 本



佐 伯



被告国は、本準備書面において、原告の令和2年5月29日付け求釈明申立書（以下「原告求釈明申立書」という。）における原告からの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 原告求釈明申立書における求釈明事項

### 1 求釈明事項1

留置施設において使用される拘束具の種類、使用方法に関する規則・通達等全ての下位法令（原告求釈明申立書1ページ）

### 2 求釈明事項2

本件で使用された各拘束具について、それぞれ①拘束具の使用開始時、②拘束具の使用時、③拘束具の使用解除時の各段階における使用・解除の法的根拠（規則・通達・訓令等全ての下位法令を含む。）（原告求釈明申立書1ページ）

## 第2 回答

原告は、被告国に対する関係では、警察官が被疑者の身柄押送を担当している場合に、同被疑者の弁解録取手続開始時における検取事務官による手錠解除時の注意義務違反を主張していることから（原告求釈明申立書7ページ、訴状15ページ、原告第1準備書面26及び27ページ）、上記各求釈明事項については、警察官が被疑者の戒護の責任を負う場合において、検察官が行う弁解録取手続における手錠の解除に係る法的根拠を明らかにすることを求めるものと解される。

一般的に、両手錠を施したままの取調べにより得られた供述の任意性は否定されており（最高裁判所昭和38年9月13日第2小法廷判決・刑集17巻8号1703ページ）、検察官が留置施設に留置又は勾留されている被疑者に対し取調べを行う際には、逃走防止等に配慮しつつ、任意性担保のため、被疑者

に装着されている手錠の解除を警察官に告げ、警察官において手錠を解除するものである。

なお、原告の被告国に対する主張に鑑みると、上記各求釈明事項については、弁解録取手続開始時に、警察官に手錠の解除を告げる際に、手錠解除に伴う被疑者の体調悪化に係る注意事項等を定めた規則等を明らかにすることを求めるものと解する余地もあることから、併せて調査を行ったが、上記の規則等については、見当たらなかったところである。

以 上